

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

改正案	現行
<p>（変更報告書を提出する必要がない場合）</p> <p>第九条 法第二十七条の二十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 株券等保有割合（法第二十七条の二十三第四項に規定する株券等保有割合をいう。以下同じ。）が百分の五以下であることが記載された変更報告書を既に提出している場合</p> <p>二（略）</p>	<p>（変更報告書を提出する必要がない場合）</p> <p>第九条 法第二十七条の二十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 株券等保有割合（法第二十七条の二十三第四項に規定する株券等保有割合をいう。以下同じ。）が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株券等保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合</p> <p>二（略）</p>